

# ストラテジストの眼 Vol.10 トランプ米大統領の中東歴訪を終えて -米国の軍事・インフラ産業や雇用にはプラス-

トランプ大統領は就任後初の外遊として、5月20日から23日までサウジアラビア、イスラエル（パレスチナ）を訪問しました。今回の中東歴訪では、中東和平、サウジ・イラン間の緊張緩和、テロ対策など、従来からの課題に大きな進展は見られませんでした。金融市場への短期的なインパクトは限定的だったものの、「実利・ディール重視」の外交という観点では一定の成果が上がったと判断されます。

## 初の外遊は大きな失点なく終了

通常、米大統領は最初の公式訪問国としてカナダやメキシコを選びますが、トランプ大統領は今回、敢えてサウジアラビア（以下サウジ）とイスラエルを選びました。国内の支持率が歴史的な低水準で推移するなか、北米自由貿易協定（NAFTA）等に関する難題を抱えるカナダ、メキシコを訪問し、外交でさらに汚点がつけば、マスコミの標的になる可能性があります。一方、アジアを重視し、中東と距離を置いたオバマ前政権からの方向転換を前面に押し出せば、大きな失点なく両国への公式訪問を終えることができると判断したと思われます。そうした観点から見れば、トランプ大統領は初の外遊を無難にこなし、体面を保つことができたと考えています。

## 反テロ結束・対イラン包囲網・中東和平

オバマ大統領（当時）はイランとの核合意（イランが核開発を凍結する代わりに、主要6カ国が経済制裁を緩和）を主導するなど、それまでの親サウジ・反イラン政策の転換を進めました。一方、イランと敵対するイスラエルにとっても、長年の同盟国である米国が親イランに傾くことを快く思っていなかったことは明らかです。

今回、トランプ大統領は中東歴訪を通して、伝統的な「反イラン・親サウジ・親イスラエル」政策に回帰するというメッセージを世界に送りました。

有能な大統領でも、最初の外遊で歴史に残る成果を上げることは難しいと思われます。トランプ大統領が実際にサウジのサルマン国王、アラブ諸国の指導者、イスラエルのネタニヤフ首相、パレスチナ自治政府のアバース議長と話し合った内容は、対イラン包囲網の構築、反テロの結束、中東和平の推進など、どれも新鮮味に欠けるものでした（図表1,2）。換言すれば、中東地域の安定を見据えて、米国主導で新たな具体的かつ建設的なプランを打ち出すことはできなかったと考えられます。

図表1 サウジ、アラブ諸国との主な対話内容

- 対イスラム国（IS）など、反テロで結束（テロ対策センターをリヤドに創設）
- スンニ派諸国とともに対イラン包囲網を構築
- 中東和平の推進（イスラエルとパレスチナの問題など）
- サウジが米国から1100億ドル（約12兆円）の兵器を購入
- サウジがGE、エクソンモービル、ハネウェル、ロッキード・マーチンなどと3000億ドル（約33兆円）の投資、ビジネス協定を締結
- サウジのソブリンウェルスファンド「PIF」が米国Blackstone社のファンドを通して、米国のインフラ整備に200億ドル（約2.2兆円）を投資

図表2 イスラエルとの主な対話内容

- 中東和平の推進
- イランの核武装を阻止
- 現職大統領として初めてユダヤ教の聖地「嘆きの壁」を訪問
- 二国家共存の原則、大使館のテルアビブからエルサレムへの移転には触れず

（図表1,2の出所）各種報道より岡三アセットマネジメント作成

### <本資料に関してご留意いただきたい事項>

■ 本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■ 本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■ 本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■ 投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



## ストラテジストの眼

## 米国の雇用には拡大期待

トランプ大統領は、政治面で大きな成果を上げることはできませんでしたが、「実利・ディール重視」の外交の観点では一定の成果を上げることができたと考えられます。サウジの国営石油会社サウジアラムコは、米国11社と500億ドル（約5.5兆円）におよぶ事業協力の覚書を結びました。GEはサウジの発電、医療などで協力を行い、エクソンモービルもサウジアラビア基礎産業公社（SABIC）と石油化学事業で協力することを決めました。一方、サウジは、米国から1100億ドル（約12兆円）の兵器を購入すると伝えられています。サウジのソブリンウェルスファンドであるPIF（Public Investment Fund）は、米国のプライベートエクイティ大手、Blackstone社のファンドを通して、米国のインフラに200億ドル（約2.2兆円）を投資すると発表しました。これらの「ディール」が、軍事産業やインフラ産業を中心に、トランプ大統領が強調する「米国の雇用」を拡大させ、貿易赤字の縮小につながることを期待されます。

## G7サミットでは米国との溝が鮮明に

トランプ大統領は中東歴訪後、バチカンでローマ法王と会談し、ブリュッセルで北大西洋条約機構（NATO）首脳会議に出席し、シチリアでG7首脳会議に参加しました。NATO首脳会議では、対テロでの結束強化、欧州加盟国の軍事費拡大が話し合われました。G7では「保護主義と闘う」とともに、「自由、公正で互恵的な貿易」を目指すことが決められましたが、地球温暖化対策の世界的な枠組みである「パリ協定」を巡っては、日欧と米国との溝が鮮明になりました。「米国第一」を掲げるトランプ大統領は、バイ（二国間）の交渉を重視しており、マルチ（多国間）交渉であるG7サミットは大きな成果を得ることなく閉幕したと言えます。

## 中長期的には中東情勢に変化をもたらす可能性

今回の中東歴訪が金融市場に与えた影響は限定的でしたが、中長期的には、次の点がポイントになると考えます。

- スンニ派の盟主サウジとシーア派の盟主イランは歴史的に中東地域で覇権争いを繰り広げてきました。今回、米国がサウジを支援することが明確になり、イエメン、シリアの内戦も含めて、両国間の緊張がさらに高まる可能性があります。
- 米国が反イランに舵を切ったことによって、穏健派・対米融和派のロウハニ大統領のイラン国内での指導力に陰りが出てくる可能性があります。その結果、中東の緊張がさらに高まることが考えられます。
- 米国をはじめとする世界の軍事産業に対する需要の拡大が見込まれます。逆に考えれば、90年以降の「平和の配当」が徐々に減少する可能性が高まってきたと言えます。
- 中東各国、NATO加盟国が、対イスラム国(IS)など反テロで結束を高めることによって、世界の地政学リスクが若干なりとも低下することが期待されます。
- 長年の懸案であるイスラエルとパレスチナをめぐる中東和平交渉が進展することが期待されます。
- PIFによる米国のインフラへの投資が、トランプ大統領が目玉政策としているインフラ投資の財源を海外に求めるモデルケースになると考えられます。今後、トランプ大統領が、日本、ドイツ、中国など対米貿易黒字国と結ぶ「ディール」の先例になる可能性があると思われます。

以上（作成：投資情報部）

## ＜本資料に関してご留意いただきたい事項＞

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みには、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

## ストラテジストの眼

## 皆様の投資判断に関する留意事項

## 【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

## 【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの配分方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用

**購入時手数料**：購入価額×購入口数×上限3.78%（税抜3.5%）

- お客様が換金時に直接的に負担する費用

**信託財産留保額**：換金時に適用される基準価額×0.3%以内

- お客様が信託財産で間接的に負担する費用

**運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担**

：純資産総額×実質上限年率2.052%（税抜1.90%）

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

**その他費用・手数料**

**監査費用**：純資産総額×上限年率0.01296%（税抜0.012%）

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

※監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

## 【岡三アセットマネジメント】

商 号：岡三アセットマネジメント株式会社

事 業 内 容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業

登 録：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第370号

加 入 協 会：一般社団法人 投資信託協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

## &lt;本資料に関するお問い合わせ先&gt;

カスタマーサービス部 フリーダイヤル 0120-048-214（9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く）